

平成 26 年 8 月 8 日

株式会社筑邦銀行

不祥事件の発生について

このたび、当行において下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的に大きな役割を担い、信用を旨とするべき金融機関として、このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしたお客さまを始め、日ごろから当行を信頼し、お取引をいただいているお客さまに心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事件の内容	事故者は、お客さまの名義でローンの借り入れを行う手口により当行から資金を騙し取り、飲食費、遊興費、借り入れたローンの返済資金等に充てておりました。
事故者	元営業店次長(発覚時)、男性、40歳代
発覚年月日	平成 26 年 6 月 10 日(火)
発生期間	平成 21 年 10 月 9 日～平成 26 年 6 月 6 日
発生店	鳥栖支店、筑後支店、博多支店
事故金額	累計 14 先 19 件 23,150,000 円
実損額	なし(事故者により全額弁済されております)

2. お客さまへの対応

事件発覚後、速やかに事情説明を行うとともに、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたしました。なお、お客さまには金銭的被害は生じておりません。

3. 警察への通報等

事件発覚後、久留米警察署へ通報いたしました。また、法令に基づく監督官庁への届出も行っております。

4. 人事処分

事故者については、平成 26 年 7 月 28 日付で懲戒解雇処分といたしました。関係者についても、当行の関係諸規定に則り厳正な処分を実施いたしました。

5. 今後の対応

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の強化に取り組んでおりますが、今回の事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて引き続き内部管理態勢の充実・強化に全行を挙げて取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先	総合企画部 広報室 TEL 0942-30-7026
---------------	----------------------------